

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について

令和 4 年 5 月 2 3 日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、鳥取県原子力安全顧問への意見照会と県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計 6 件の意見等がありました。これらの意見を反映し、計画の一層の深化により実効性の向上を図ります。

- 1 意見募集の期間 4 月 2 6 日（火）から 5 月 9 日（月）まで
- 2 意見総数 6 件（原子力安全顧問からの意見 6 件、県民からの意見 0 件）
- 3 意見等の内容とそれに対する県の考え方

（1）原子力安全顧問からの意見

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p>（文言の適正化） （避難計画 P4 1.1.2 地域見積） 国道 4 3 1 号と県道 4 7 号米子境港線を接続する道路の記載について、「建設された」が重複するなど表現に課題がある。 また、「(1)地形」よりは「(3)その他」にあった方が良く思う。</p>	<p>【計画に記載】 「国道 4 3 1 号と県道 4 7 号米子境港線を接続する肋骨道路の建設が進められ、避難の融通性が向上している。」に修正のうえ、(3)その他に記載しました。</p>
2	<p>（新型コロナウイルス感染症対策） （避難計画 P38～42 3 各機関の役割） 役割分担として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下における感染疑いのある避難者のスクリーニングや分散避難が可能な避難所の設置を市町村や医師会、福祉保健部の欄に追記しておく必要はないか。 （地域防災計画の 67、68 ページの図 3-10、11 には「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長」が追記されている。）</p>	<p>【計画に記載】 （避難計画 P39 3.2 県庁の各部局等） 県庁の各部局等に「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」を追加し、その所掌事務に「新型コロナウイルス感染症対策に関すること」と記載しました。 なお、避難退域時検査や避難所設置は、県や市町の役割となります。</p>
3	<p>（新型コロナウイルス感染症対策） （避難計画 P48 4.4.4 検査手順） 放射性物質の除染作業に合わせて避難者の健康チェックを入れておく必要はないか。 （感染症については【鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）】の第 5 章に詳しく書かれているので良しとしても良いのだろうが）</p>	<p>【ご意見に対して】 新型コロナウイルス等感染症流行下における避難退域時検査会場における健康確認等については、避難計画（P33）や地域防災計画（P102 ほか）において記載する整理としています。 （考え方） 避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付すること等としています。</p>
4	<p>（問い合わせ窓口の開設） （避難計画 P57 4.15.2 実施要領） 問い合わせに対する相談窓口について、鳥取県原子力防災アプリの活用を盛り込んでも良いように思う。</p>	<p>【計画に記載】 相談窓口の開設について、原子力防災アプリ等の多様な手段を用いて住民へ情報提供を行うことを追記しました。</p>
5	<p>（武力攻撃事態等における対応） 以下は感想だが、当初のテロだけでなく国家による本格的な攻撃を想定すると、空自が展開する米子鬼太郎空港への同時攻撃も想定され、境港と米子が分断される可能性もある。その際の境港からの避難は船を活用することになるのかもしれない。そうでない場合</p>	<p>【ご意見に対して】（地域防 P101、避難計画 P12） 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等においては、自家用車・バスによる避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けています。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
	にも、船による避難という選択肢も想定しておくというように思う。	
6	<p>（避難行動要支援者の避難） 概要資料の項目の順序は、福島の教訓を反映するという意味では、国の防災計画対応が最も重要ではないかと感じている。概要資料の記載の順序を変える必要はないが、福島の原子力災害で多くの人命の失われた避難行動要支援者にかかわる避難計画、避難の意思決定の方法などについて今後検討を重ねていただければと思う。</p>	<p>【ご意見に対して】 避難行動要支援者にかかわる避難計画や避難の意思決定の方法などについて、市や県の関係部局と連携し、引き続き検討を重ね充実化を図って参ります。</p>

（2）県民からの意見

意見の応募なし

4 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

（1）武力攻撃事態等に係る対応の追加

原子力発電所への武力攻撃等が発生した場合は、国民保護法に基づき実状に応じて避難を行うことや、政府による事態認定までの間は地域防災計画に基づく対応を行うこと等を記載

P108（第6章 武力攻撃事態等における対応）

（2）中国電力と締結する安全協定の改定内容の反映

ア 立入調査及び措置要求に関する記載の変更

島根原子力発電所周辺の安全確保のために必要と認める場合の対応について、「立入調査」を行い、その結果、必要と認める場合は、市の意見を聴取し、中国電力に直接、又は国を通じて適切な措置（原子炉の停止を含む）を講ずることを求めることを記載

P20（第2章 原子力災害事前対策 第3節 報告の徴収と立入検査等）

P49ほか（第3章 緊急事態応急対策 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保）

（3）新型コロナウイルス感染症流行下の原子力防災に係る修正

在宅療養者や濃厚接触者の避難手段、避難先の考え方を記載するとともに、感染症流行下では防災・福祉の担当部局が避難に関して必要な情報を共有すること（防災基本計画修正（令和3年5月））を記載

P104（第5章 感染症流行下における対策 第4節 感染者等対応の基本的考え方）

（4）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア オンライン会議システムの活用

必要に応じてオンライン会議システムを活用し、県と国、市町村等の関係機関間の通信手段を確保することを記載

P25（第2章 原子力災害事前対策 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備）

イ 原子力防災支援拠点の2箇所整備

原子力防災支援拠点を、主な避難方向である山陰道・国道9号線と米子自動車道の2方面にそれぞれ1箇所ずつ整備することを記載

P41（第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備）

（5）国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

ア 避難勧告・避難指示の一本化等

避難勧告・指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行う等の避難情報のあり方の見直し等による記載の見直し

P78ほか（第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置）

イ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定追加

災害が発生するおそれがある段階での広域避難実施のための自治体間の協議等を可能とする災害対策基本法改正（規定追加）の反映

P81（第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置）

（6）国の原子力災害対策指針の修正等を踏まえた見直し

ア 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、原子力災害医療機関や原子力事業者等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施すること、及び今後、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の整備等について検討することを記載

P83（第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置）

イ 原子力災害拠点病院等の役割等の修正

県が実施する原子力災害対策への協力のほか、県が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難地域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等）への協力等を記載

P17（第1章 総則 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱）

5 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

（1）武力攻撃事態等に係る対応の追加

原子力発電所への武力攻撃等が発生した場合は、国民保護法に基づく国民保護措置を適切に行い、武力攻撃への対処について万全を期すこと等を記載

P71（第3章 武力攻撃事態等における対応）

（2）新型コロナウイルス感染症流行下の原子力防災に係る修正

避難又は一時移転を行う場合に、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施すること、被災地において感染症の発生・拡大がみられる場合は、防災・福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めること等を記載

P33（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14 新型コロナウイルス等感染症流行下における避難）

（3）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

ア 避難円滑化に係る取組みの反映

・段階的避難の実施にあたっては、道路監視カメラ等により避難中の道路状況等を確認し、避難を指示することを記載

P11（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.4.2 避難シナリオ）

イ 避難経路の整備状況の反映

・弓ヶ浜半島の国道431号線と県道47号線を接続する新たに建設された道路を使い避難の融通性を確保することを記載

P14（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.4.6 避難経路）

ウ 屋内退避の基本方針等の記載

・屋内退避に関する基本方針や屋内退避時の物資の供給体制等について記載。また屋内退避中に、物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、避難に切り替えることを記載

P7（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.2.5 屋内退避）

エ 「島根地域の緊急時対応」の記載等の反映

・輸送力に余裕を持たせるため、中国電力が米子市、境港市内に避難用福祉車両を5台配備し、予め県と定める緊急輸送等の要請手順に基づき運用することを記載

P12（第2章 実施要領 1 避難計画の前提 1.4.5 避難手段）

・中国電力が、生活物資の支援及び福祉車両の確保することを記載

P38（第2章 実施要領 3 各機関の役割 3.1 関係機関）

・県で対応が困難なことがあった場合は国に対して支援を要請することを記載。また、不測の事態に対しては、自衛隊等の実動組織による支援が行われることを記載

P54（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.10.2 応援要請等）

・国や中国電力が開設する相談窓口とともに、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施することを記載

P57（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.15 問い合わせ窓口の開設）

（4）国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

ア 個別避難計画作成の努力義務化等の反映

・個別避難計画作成の努力義務化、避難支援者等に対する個別避難計画の提供、及び個別避難計画のない避難行動要支援者についても関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をすることについて記載

P28（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 2.10.2 避難行動要支援者等の避難計画）

（5）原子力災害対策指針の修正等を踏まえた見直し

ア 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

・県は、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を整備すること等を記載。

P50（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.5 甲状腺被ばく線量モニタリング）

※その他、所要の修正、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

6 今後の予定

5月23日 鳥取県原子力安全顧問会議

6月中旬 鳥取県防災会議において地域防災計画等の修正について審議し、修正

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ Web 開催予定